

指定居宅介護支援重要事項説明書

[2026年 1月 1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉
代表者役職・氏名	理事長 片岡 正雄
本社所在地・電話番号	埼玉県川越市大字天沼新田字水窪247番地2
法人設立年月日	平成2年8月31日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	居宅介護支援事業所 川越キングス・ガーデン
事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号1170400061）
所在地	〒350-0806 埼玉県川越市大字天沼新田字水窪247番地2
電話番号	049-231-5550
FAX番号	049-277-5817
通常の事業の実施地域	川越市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後6時まで
連絡体制	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常勤 3名 非常勤 1名

3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。 なお、サービスの選定にあたっては、複数の事業者を紹介いたします。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ② 作成した居宅サービス計画は交付します。
居宅サービス計画の実施状況の把握	① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。結果は都度記録します。
契約時の説明等	利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族等に対して、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた選定理由の説明を求めることができます。

4 利用料、その他の費用

(1) 居宅介護支援の利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、基本的に自己負担はありません。

※但し、介護保険料の滞納等により一旦、サービス利用料金全額の支払いが生じる場合があります。

基本利用料		要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費I (45人未満の場合)	45人未満の部分	11,316円	14,702円

【地区区分 1単位の単価(川越市 6級地) 10,42円】

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

【サービスの実施による加算】

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1月につき 3, 126円
特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 4, 386円
①入院時情報 連携加算Ⅰ	①介護支援専門員が、利用者が病院又は診療所に入院した日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	※1月につき ①2, 605円
②入院時情報 連携加算Ⅱ	② 〃 入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	②2, 084円
退院・退所 加算 ①（Ⅰ）イ ②（Ⅰ）ロ ③（Ⅱ）イ ④（Ⅱ）ロ ⑤（Ⅲ）	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。 ※各要件お満たした場合に算定されます。	1回につき ①4, 689円 ②6, 252円 ③6, 252円 ④7, 815円 ⑤9, 378円
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1回につき 2, 084円
通院時情報連 携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に心身の状況、生活環境等の情報提供を行い、また医師等から必要な情報提供を受けたうえで 居宅サービス計画に記録した場合	1月につき 521円
ターミナルケ アマネジメン ト加算	自宅で最期を迎えたいと考えている利用者又は家族等の意向を把握した上で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断があった場合、医師等から必要な情報提供を受けた上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族等の同意を得て利用者宅を訪問し、利用者の心身状況等を記録し、主治医の医師及び居宅サービス計画に位置付け居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	1回につき 4, 168円

(2) 交通費

通常の事業の実施区域内の交通費は無料ですが、川越市を超えた地域から1kmあたり20円を加えた額をいただきます。

5 居宅介護支援等に係る事業所の運営について

(1) 医療機関との連携

- ①利用者が入院する必要がある場合には、入院先医療機関に対して担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を提供するよう協力をお願いします。
- ②利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。
- ③訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当者自身が把握した利用者の状況等について、担当者から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達します。

(2) 虐待の防止について

虐待防止の発生、又はその再発防止につきましては以下の取り組みを行います。

- ①虐待防止のための委員会を定期的開催し、虐待防止のための指針の整備を行います。
- ②虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し虐待防止のための研修を実施します。
- ③サービス提供中に虐待を疑わせる状況を確認した場合、市町村に報告する場合があります。
- ④成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 業務継続計画について

感染症や災害時にサービス提供を継続的に行えるように事業継続計画を策定し、事業継続計画書について職員に対し周知し、定期的な研修や訓練を行います。また定期的に計画書の見直しを行います。

(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について、検討する委員会、研修、訓練を定期的実施するとともに指針の整備を行います。

(5) 身体拘束等の適正化のための対策

- ①身体拘束等の適正化の対策について、検討する委員会、研修を定期的実施するとともに指針の整備を行います。
- ②利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。
- ③身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(6) 秘密の保持・個人情報保護

- ①従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ②利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

③利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

(7) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	ライフサポート損害賠償保険

(8) 事業者の解約権

本契約を継続しがたいほどの背信行為とは以下のような場合です。

- ①事業者(管理者・職員)に対する身体的暴力(身体的な力を使って危険を及ぼす行為)
- ②事業者(管理者・職員)に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)
- ③事業者(管理者・職員)に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)
- ④介護サービス提供拒否、事業者からの連絡に応じない等、事業運営を著しく阻害し、信頼関係を築くことが出来ない行為
- ⑤事業者(管理者・職員)或いは他の利用者に対する故意な法令違反その他著しく常識を逸脱する行為

(9) サービス提供に関する相談、苦情

苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

①苦情の受付

- a. 苦情は、来所面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- b. 第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

- a. 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。
(ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を望まない場合は報告しません。)
- b. 第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決に向けての話し合い

- a. 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。
- b. 第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行ないます。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者
電話番号	049-231-5550
受付時間	午前10時から午後17時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

川越市およびお住いの市町村	
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

第三者委員	石井 陵太	048-781-3226
	町田 さとみ	049-224-7594

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県川越市大字天沼新田字水窪 2 4 7 番地 2
法人名 社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉
事業所名 川越キングス・ガーデン（指定番号 1170400061号）
説明者
氏名 _____ 印

私（利用者）及びその家族は、事業者から重要な事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。また、私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載する範囲内で使用することに同意します。

① 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及びケアマネジャーとの連絡調整において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要な情報の提供

② 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるサービス事業所

③ 使用する期間

契約に定める期間

④ 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

家族代表（代理人）

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印